

○桜井市最低制限価格制度実施要領

平成 23 年 7 月 1 日

告示第 133 号

【改正 平成 24 年 3 月 29 日 告示第 58 号】

【改正 平成 26 年 3 月 31 日 告示第 80 号】

【改正 平成 29 年 9 月 28 日 告示第 259 号】

(目的)

第 1 条 この要領は、桜井市が発注する建設工事並びに測量業務、建築・土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）において、極端な低入札価格による受注を防止するため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項（第 167 条の 13 の規定により準用する場合を含む。）により、最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「最低制限基準比較価格」とは、最低制限基準価格から消費税額を控除した額とする。

2 この要領において「最低制限比較価格」とは、最低制限価格から消費税額を控除した額とする。

3 この要領において「入札書比較価格」とは、予定価格から消費税額を控除した額とする。

(対象工事等)

第 3 条 最低制限価格の設定は、指名競争入札及び一般競争入札に付す全ての建設工事等の内、低入札価格調査制度の対象となる建設工事等以外の建設工事等を対象とする。

ただし、最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格の算定方法)

第 4 条 最低制限基準価格は、工事については平成 25 年 5 月 16 日最終改正の中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに基づき、業務委託については平成 23 年 3 月 29 日国官会第 2402 号国土交通省大臣官房長通知「「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」の一部改正について」に基づき、別紙に掲げる計算式により算定する。

2 最低制限価格は最低制限基準価格に基づき別紙のとおり算定する。

(入札参加者への通知)

第 5 条 最低制限価格を設定する場合は、入札指名通知又は入札公告により、入札参加者にその旨を通知するものとする。

(最低制限価格等の公表)

第6条 最低制限基準比較価格は、設計図書又は入札公告により事前公表し、最低制限比較価格は、入札当日、入札書投函後、開札前に発表するものとする。

(落札者の決定等)

第7条 最低制限比較価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は当該入札をした者を失格とする。

2 入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者はこの者のうち最低の価格をもって入札をした者（同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより決定した者）を落札者とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、公布の日から施行する。

(要領の廃止)

2 桜井市最低制限価格制度試行要領（平成20年7月桜井市告示第125号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月29日告示第58号）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第80号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月28日告示第259号）

この要領は、平成29年9月28日から施行する。

別 紙

最低制限価格の算定方法

1. 用語の定義

- ① 入札書比較価格×1.08＝予定価格
- ② 最低制限基準比較価格×1.08＝最低制限基準価格
- ③ 最低制限比較価格×1.08＝最低制限価格

2. 算定方法

最低制限価格は、下記の数式により求められる最低制限基準価格を基に、市長の定める方法により変動を加えて決定する。

<工 事>

最低制限基準価格は、予定価格の7/10～9/10の範囲内で次のとおり。

$$\left[\alpha = \frac{(\text{「直接工事費の 95\%」} + \text{「共通仮設費の 90\%」} + \text{「現場管理費の 80\%」} + \text{「一般管理費の 55\%」}) \times 1.08}{\text{「 予 定 価 格 」**}} \right]$$

① 7/10 ≤ α ≤ 9/10 の場合

$$\rightarrow \text{最低制限基準価格} = \frac{(\text{「直接工事費の 95\%」} + \text{「共通仮設費の 90\%」} + \text{「現場管理費の 80\%」} + \text{「一般管理費の 55\%」})}{\uparrow \text{千円未満切り捨て}} \times 1.08$$

② 7/10 > α の場合 →最低制限基準価格 = $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 7/10}{\uparrow \text{千円未満切り捨て}} \times 1.08$

③ 9/10 < α の場合 →最低制限基準価格 = $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 9/10}{\uparrow \text{千円未満切り捨て}} \times 1.08$

<土木関係コンサルタント業務・補償関係コンサルタント業務>

最低制限基準価格は、予定価格の6/10～8/10の範囲内で次のとおり。

$$\left[\alpha = \frac{(\text{「直接人件費の額」} + \text{「直接経費の額」} + \text{「その他原価の額の90\%」} + \text{「一般管理費の30\%」}) \times 1.08}{\text{「予定価格」}} \right]$$

① 6/10 ≤ α ≤ 8/10 の場合

→最低制限基準価格 = $\frac{(\text{「直接人件費の額」} + \text{「直接経費の額」} + \text{「その他原価の額の90\%」} + \text{「一般管理費の30\%」}) \times 1.08}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}}$

② 6/10 > α の場合 →最低制限基準価格 = $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 6/10}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}} \times 1.08$

③ 8/10 < α の場合 →最低制限基準価格 = $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 8/10}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}} \times 1.08$

<測量業務>

最低制限基準価格は、予定価格の6/10～8/10の範囲内で次のとおり。

$$\left[\alpha = \frac{(\text{「直接測量費の額」} + \text{「測量調査費の額」} + \text{「諸経費の40\%」}) \times 1.08}{\text{「予定価格」}} \right]$$

① 6/10 ≤ α ≤ 8/10 の場合

→最低制限基準価格 = $\frac{(\text{「直接測量費の額」} + \text{「測量調査費の額」} + \text{「諸経費の40\%」}) \times 1.08}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}}$

② 6/10 > α の場合 →最低制限基準価格 = $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 6/10}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}} \times 1.08$

③ 8/10 < α の場合 →最低制限基準価格 = $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 8/10}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}} \times 1.08$

<地質調査業務>

最低制限基準価格は、予定価格の2/3～8.5/10の範囲内で次のとおり。

$$\left[\alpha = \frac{(\text{「直接調査費の額」} + \text{「間接調査費の90\%」} + \text{「解析等調査業務費の75\%」} + \text{「諸経費の40\%」}) \times 1.08}{\text{「予定価格」}} \right]$$

① $2/3 \leq \alpha \leq 8.5/10$ の場合

→最低制限基準価格 = $\frac{(\text{「直接調査費の額」} + \text{「間接調査費の90\%」} + \text{「解析等調査業務費の75\%」} + \text{「諸経費の40\%」}) \times 1.08}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}}$ × 1.08

② $2/3 > \alpha$ の場合 →最低制限基準価格 = $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 2/3}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}} \times 1.08$

③ $8.5/10 < \alpha$ の場合 →最低制限基準価格 = $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 8.5/10}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}} \times 1.08$

<建築関係コンサルタント業務>

最低制限基準価格は、予定価格の6/10～8/10の範囲内で次のとおり。

$$\left[\alpha = \frac{(\text{「直接人件費の額」} + \text{「特別経費の額」} + \text{「技術料等経費の60\%」} + \text{「諸経費の60\%」}) \times 1.08}{\text{「予定価格」}} \right]$$

① $6/10 \leq \alpha \leq 8/10$ の場合

→最低制限基準価格 = $\frac{(\text{「直接人件費の額」} + \text{「特別経費の額」} + \text{「技術料等経費の60\%」} + \text{「諸経費の60\%」}) \times 1.08}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}}$ × 1.08

② $6/10 > \alpha$ の場合 →最低制限基準価格 = $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 6/10}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}} \times 1.08$

③ $8/10 < \alpha$ の場合 →最低制限基準価格 = $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 8/10}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}} \times 1.08$